富山市犯罪被害者等奨学資金給付制度

富山市では、犯罪行為により被害を受けた方やその家族のうち、富山県内の大学、短大、高等学校及び特別支援学校の専攻科、高等専門学校、専修学校の専門課程、看護師(准看護師)養成所、保育士養成施設（以下「大学等」という。）に進学する方に対する奨学資金の給付制度を設けています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

支給対象者

富山県内の大学等へ進学する方のうち、(1)～(3)の要件を全て満たす方

(1)大学等の入学年度の前年度において、高等学校または高等専門学校、特別支援学校の教育課程（以下「高校等」という。）を修了する方

(2)犯罪行為により、ア～エのいずれかの状況にあったこと。

ア 父または母が死亡したこと。

イ 本人が高校等在学中に重傷病の診断を受け療養していたこと。

ウ 本人が高校等在学中に父または母が重傷病の診断を受け療養していたこと。

エ 本人が高校等在学中に父、母、または兄弟姉妹の犯罪被害に起因して、PTSD等の精神疾患を発症し重傷病の診断を受け療養していたこと。

(3)本人及び生計同一にあるすべての方が本市に居住している

※「重傷病」とは療養に1月以上の期間を要する負傷または疾病をいいます。

給付額

- 入学準備奨学資金：入学金及び入学準備に係る経費（上限 **10万円** /入学時1回のみ）
- 学費奨学資金：授業料等の経費（上限 30**万円** /年度）

申請の受付後内容を審査し、給付決定します。

給付期間

学資奨学資金（授業料等）の給付期間は１年ですが、犯罪被害により父または母が死亡した方は、大学等の正規の修学期間まで期間を更新できます。

申請窓口・お問合せ先

住所　〒930-8510 富山市新桜町7番38号

担当　富山市役所 防災危機管理部 危機管理課（東館４階）

電話　443-2052　　FAX　431-6265

※富山市の犯罪被害者支援についての詳細はこちらから→